主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律第一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められないから右論旨については調査しない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官一致の意見によつて、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

| _ | 精 | 山 | 霜   | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|-----|--------|
| 茂 |   | Щ | 栗   | 裁判官    |
| 重 | 勝 | 谷 | /]\ | 裁判官    |
| 郎 | 八 | ⊞ | 藤   | 裁判官    |